

市内中小製造業のための助成金

製造技術に関する研修受講料・製品検査費を助成します

《平成29年度 中小製造業技術者育成支援助成金》

助成金 1 研修参加費用への助成金

〔対象となる研修〕

次の施設・団体にて実施する、中小製造業技術の高度化を図る目的で開催された実技研修の参加費

- ①公的職業能力開発施設(神奈川県東部総合職業技術校・産業技術短期大学・ポリテクセンター関東など)
- ②職業訓練法人である民間研修所
- ③認定職業訓練を実施する団体
- ④市内中小製造業企業が、技術者の育成等を目的として、外部機関講師を招いて自ら実施する、研修の委託費用

注) 技術の高度化を目的としていない研修は対象外です。(例: 新入社員研修、マナー研修等)

相模原商工会議所が市の助成・委託を受けて実施する研修、職業能力開発大学校が実施する研修についても対象外となります。

〔助成率および金額〕

- ①中小製造業技術者育成支援助成金: 研修費用の1/2(ただし1名あたり35,000円、1社70,000円を限度)
- ②中小製造業技術者育成支援助成金: 研修費用の1/4(ただし1名あたり17,500円、1社35,000円を限度)【**会員のみ対象**】

※一般企業は①のみ、相模原商工会議所会員企業は①+②の合計額を助成いたします。

助成金 2 製品検査費用への助成金【**会員のみ対象**】

〔対象となる検査〕

検査機関等で実施する製品検査、試験、分析等に係る諸費用

- ①材料や異物等の材質、成分、元素、物性の分析・測定
- ②工業材料や部品の強さ、硬さ、耐久性等に関する試験
- ③機械装置、電気・電子部品等の性能評価試験・検査

〔助成率および金額〕

検査費用の1/2(ただし、1社30,000円を限度とする)

申請できる企業

相模原市内に事業所のある中小製造業および製造に付帯するサービス業

※ただし、研修参加費用の1/4助成金、製品検査費用の助成金については相模原商工会議所会員企業のみが対象です。

申込期間

1次受付 平成29年10月2日(月)～10月31日(火) 17:00 (申請対象:4月1日～9月30日実施分)

2次受付 平成30年2月1日(木)～3月31日(土) 17:00 (申請対象:4月1日～3月31日実施分)

※申込期間内であっても、申請額が予算に達した時点で締め切りとなる場合があります。

申請書等

上記申請期間内に、相模原商工会議所HPよりダウンロードするか、下記担当までご連絡下さい。

〔DL箇所: [HPトップページ](#) - [サービス一覧](#) - [相談・資金](#) - [補助金・助成金](#) - [中小製造業技術者育成支援助成金](#) 〕

申請方法

申込期間内に申請書、添付書類(①領収書、②実施内容がわかるもの、③修了証書※)等を全てそろえた上で、

FAX、メール、窓口持参のいずれかの方法で提出してください。

※研修参加費への助成金申請のみ

お問い合わせ

相模原商工会議所 産業振興課 高井

TEL:042-753-8136 FAX:042-753-7637 Mail:t-takai@sagamihara-cci.or.jp

<申請の流れ>

- ① **申請者** 研修の実施 → 申請書類の提出（上限額に達するまで複数申請可能）【申請期間内】
- ② **事務局** 申請書受理通知（申請金額の決定）【申請期間後】
- ③ **事務局** 申請者に対し、請求書（様式）を発行【平成 30 年 3 月頃予定】
- ④ **申請者** 請求書類の提出【平成 30 年 3 月】
- ⑤ **事務局** 交付決定通知書の発行【平成 30 年 3 月予定】
- ⑥ **事務局** 助成金の交付【平成 30 年 3 月下旬予定】

<申請にあたっての注意事項>

1. 申請期間

次の対象期間に実施された研修を、それぞれの申込期間内に申請してください。

ただし、申請期間内であっても第1次・第2次それぞれの予算に達した時点で、締め切りとなる場合があります。

≪第1次受付≫

対象期間 平成 29 年 4 月 1 日(土)～平成 29 年 9 月 30 日(土)

申込期間 平成 29 年 10 月 2 日(月)～平成 29 年 10 月 31 日(火)

≪第2次受付≫

対象期間 平成 29 年 4 月 1 日(土)～平成 30 年 3 月 31 日(土)

申込期間 平成 30 年 2 月 1 日(木)～平成 30 年 3 月 31 日(土)

2. 提出書類

次の書類を全てそろえた上で、FAX、メール、窓口持参のいずれかの方法で提出してください。

書類に不足がある場合は申請を受理できないことがあります。

- ①申請書、複数分申請の場合は、申請書（別紙）を添付
- ②領収書（または振込明細書）の写し
- ③実施内容（講座または試験内容、実施機関名、実施日、料金）が明記されている書類
- ④修了証書の写し（申請対象となる受講者全員分）……研修費用に対する助成金申請の場合のみ

3. 対象経費

対象となる経費は次のとおりです。ただし、消費税は除きます。

助成金	対象経費
① 中小製造業技術者育成支援助成金	① 受講料 ② 資料代 ③ 委託費※
② 中小製造業技術者育成支援会員助成金（研修）	
③ 中小製造業技術者育成支援会員助成金（試験・検査等）	① 委託費 ② 会場使用料

※自社主催による技術研修を実施した場合。

次の経費は対象となりません。

- ① 飲食費 ② 宿泊費 ③ 交通費 ④ 租税公課

4. 補助率ならびに補助金額

- ① 中小製造業技術者育成支援助成金
対象経費の1/2 ただし1名あたり 35,000 円、1社 70,000 円を上限とする。
- ② 中小製造業技術者育成支援会員助成金
対象経費の1/4 ただし1名あたり 17,500 円、1社 35,000 円を上限とする。
- ③ 中小製造業技術者育成支援会員助成金
対象経費の1/2 ただし1社 30,000 円を上限とする。

※助成金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

5. その他

他の助成金制度を申請している場合は交付対象となりません。